

指名停止措置状況（令和8年4月1日以降）

No.	業者名	所在地	期 間	理 由
1	フジオックス㈱	東京都荒川区	令和8年3月26日 ～ 令和9年3月25日（12ヶ月）	次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダの入札に関し、落札候補者にもかかわらず正当な理由がなく辞退をしたため。 〈企業団基準 §10に基づき別表1-5-1準用〉
2	㈱大林組	東京都港区	令和8年3月27日 ～ 令和8年4月26日（1ヶ月）	中央新幹線第4南巨摩トンネル新設（東工区）において、労働基準監督署へ虚偽陳述をしたことにより、労働安全衛生法違反で令和8年3月24日に罰金刑の略式命令を受けたため。 〈企業団基準 §2-1、別表3-7-2-エ〉